

令和3年10月19日

中部国際空港(セントレア)にて街頭検査を実施

自動車技術総合機構中部検査部は、中部運輸局愛知運輸支局及び愛知県警と連携し、不正改造車を排除するため、中部国際空港（セントレア）にて街頭検査を実施しました。

その結果、32台の車両を検査し、最低地上高不足、車体からのタイヤの突出や違法な着色フィルム等の不正改造があった30台に対し、道路運送車両法に基づき、愛知運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

1. 実施日時及び場所

- 実施日時：令和3年10月17日（日）8:55～13:50
- 実施場所：愛知県常滑市セントレア5丁目10番1号

2. 不正改造車に対する改善処置命令

- 検査車両数 四輪車：32台
- 整備命令書交付台数 四輪車：30台
- 主な不適合箇所
車体からのタイヤの突出、最低地上高不足等



【問い合わせ先】

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル 4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話：03-5363-3441（代表）

FAX：03-5363-3347